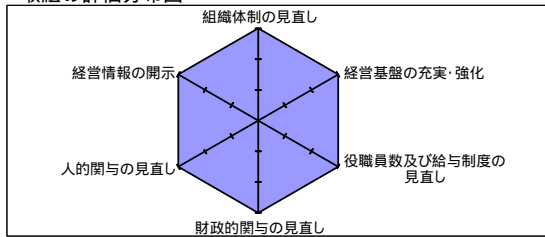


## 出資法人及び県所管課による評価(1次評価)

## 取組の評価分布図



## 個別取組項目の評価総括表

取組み項目	取組の目標達成の評価
組織体制の見直し	十分達成している
経営基盤の充実・強化	十分達成している
役職員数及び給与制度の見直し	十分達成している
財政的関与の見直し	十分達成している
人的関与の見直し	十分達成している
経営情報の開示	十分達成している

## 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

## (1) 組織体制の見直し

【評価: 十分達成している】

平成20年度から業務統括部において「再生支援協議会」と毎月1回の定例会を実施し、企業の経営支援・再生支援に努めており、平成21年度からは松山事業部管理課の求償権を全てサービサーに委託し有効活用するとともに、遠隔地の八幡浜支所・宇和島支所分を委託解除する代わりに同地区に業務推進役を配置する等回収合理化に向けての対応強化を図り、また環境の変化に迅速・適切に対応できる組織並びにコンプライアンスの重要性を認識した組織体制を構築していくため監査室を設置した。

【20年度2次評価に対する対応】

## (2) 経営基盤の充実・強化

【評価: 十分達成している】

平成20年度決算においては、前期より利益が1億7千4百万円下回ったものの、最終的には1億6千3百万円の利益を計上しており、基本財産造成中であり経営基盤の確保が図られている。

【20年度2次評価に対する対応】

(2次評価: 今後とも中小企業金融をはじめとする多様なニーズに的確に応え、地域経済の発展に寄与していくため、1次評価にもあるように「顔の見える協会」に向けた取組みとして保証申込者との関係強化を図るとともに「顧客満足度向上」を目指して取組むこと。20年度以降の経済動向を見ると、金融危機による世界的な株価下落や急激な円高を背景に一段と厳しさを増しており、中小・零細企業の資金繰りの悪化が懸念されている中で、中小企業にとって資金調達「最後の砦」となるべく、その役割を十分に果たすこと。)

金融機関・中小企業団体等との連携を強化するほか、より顔の見える協会をめざし広報活動を行うとともに、保証利用の裾野拡大を図るため「小口連携保証制度」「小口零細企業保証制度」等を推進し、また経営支援のために「経営支援システム」を活用した適切な経営アドバイスを行うことや各種相談窓口を設置し中小企業の相談に迅速かつ適切な対応ができる体制を整えること等による利便性の向上にも取り組むこととしている。さらに、資金繰りに苦しむ中小企業への支援を強化するために、「緊急保証制度」をはじめとする各セーフティネット保証、「資金繰り円滑化借換保証」及び「流動資産担保融資保証」など国の政策保証や地方公共団体の融資制度に係る保証や、無担保枠の拡大及び簡易で迅速な保証を提供する金融機関との提携商品である「中小企業金融円滑化保証(通称、スムーズ8000)」も積極的に推進するとともに、「経営相談窓口」や「再生支援協議会」と連携を取り中小企業者の再生支援にも積極的に取り組んでいくこととしている。

## (3) 役職員数及び給与制度の見直し

【評価: 十分達成している】

保証・代位弁済関係を中心として予想以上に事務量が増えたものの、事務の合理化等を進めた結果、計画通りの採用人員となった。

【20年度2次評価に対する対応】

## 2 県の関与の適正化に向けた取組

## (1) 財政的関与の見直し

【評価: 十分達成している】

出捐金については、17年度から国補助金が信用保証協会への直接補助となったことに伴い、見直しを行っている。保証料補助金については、県融資制度保証料率の低減措置に伴う信用保証協会への減収補填であり、県制度融資利用企業の負担軽減を図るものであるため、21年度も引き続き実施する。また、損失補償金についても県制度の創業・再挑戦関係資金「新事業創出支援資金」における代位弁済による信用保証協会の損失補填であり、当該資金の円滑な貸付を推進するため、21年度も引き続き実施する。

【20年度2次評価に対する対応】

## (2) 人的関与の見直し

【評価: 十分達成している】

現在、役員24名のうち、県関係者(OB)が理事2名(会長、専務理事)となっているが、信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が知事に委任されており、日常監督は知事が行っていることから、県の関与が必要ではあるものの、人的関与は最小限とすることとし、県関係者は21年度も現状の2名にとどめる。また主務省の監督指針では、常勤役員については県関係者からの選任者を半数以内にとどめるものとされていることから、平成18年9月にプロパー理事1名を登用し、常勤役員は県関係者(OB)2名とプロパー2名体制となっている。

## 3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

【評価: 十分達成している】

21年度経営計画並びに21~23年度中期事業計画を協会のホームページ及び機関誌「保証月報」にて開示済みである。

【20年度2次評価に対する対応】

(2次評価: 次期中期計画(21年度~23年度)を20年度中に策定予定とのことであるが、その内容を踏まえて、本改革実施計画も見直していただきたい。) 中期事業計画における業務運営方針を十分に踏まえて見直しを行った。

## 4 総合的評価

組織体制については、平成21年度から松山事業部管理課の求償権を全てサービサーに委託し有効活用するとともに、遠隔地の八幡浜支所・宇和島支所分を委託解除する代わりに同地区に業務推進役を配置する等、回収合理化に向けての対応強化を図っていることに加え、環境の変化に迅速・適切に対応できる組織並びにコンプライアンスの重要性を認識した組織体制を構築していくため監査室を設置するなど、適切に対応している。

経営基盤については、20年度決算においても利益を計上(1億6千3百万円)していることから、適切に確保されていると考えているが、引き続き、21年度からも、収入増加に向けた取組みとして、金融機関との連携強化による保証利用の推進、中小企業団体等との連携強化や積極的な広報活動による保証利用企業者数の増加、国の政策保証や地方公共団体の融資制度に係る保証の積極的利用等政策保証の推進、金融機関との提携保証の推進や経営支援のための「経営支援システム」の活用等による利便性向上に向けた取組み、再生支援協議会との連携強化や「経営相談窓口」の充実による企業の経営支援・再生支援への積極的取組み等8つの具体的方策を定め、より一層保証の推進を進めているところである。

役職員数及び給与制度の見直しについては、事務の合理化等を進めた結果、計画通りの採用人員となった。

県関与の適正化に向けた取組みについては、財政的関与、人的関与ともに計画どおりとなっている。

経営情報等の積極的な開示については、20年6月から協会のホームページをリニューアルし、それまで公表していた経営計画に加え、決算書についても公表しているとともに、外部評価委員会を設置して前年度経営計画の評価を受け、その内容を公表しており、全般的に計画どおり改革が実施できている。